

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 佐倉市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
26,945	0	1,237	28,182

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等か らの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	38,263	37,010	1,253	770	630	36,071	
公共用地取得事業特別会計	5	5	0	0	0	-	
災害共済事業特別会計	6	1	5	5	0	-	
一般会計等	38,274	37,016	1,258	775		36,071	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	15,061	15,045	16	16	710	-	-	
交通災害共済事業特別会計	1	1	0	0	1	-	-	
老人保健特別会計	1,201	1,167	34	34	80	-	-	
介護保険特別会計	7,131	6,940	191	191	1,097	-	-	
水道事業会計	3,653	3,116	537	2,460	71	2,287	7	法適用
下水道事業特別会計	2,165	2,072	93	72	10	5,681	426	
農業集落排水事業特別会計	22	22	0	0	18	67	66	
公営企業会計等 計				2,773		8,035	499	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
佐倉市・酒々井町清掃組合	1,714	1,693	21	21	280	2,405	2,157	一般会計
印旛衛生施設管理組合	694	684	10	10	-	2,514	601	一般会計
佐倉市・四街道市・酒々井町葬祭組合	305	298	7	7	18	133	60	一般会計
印旛利根川水防事務組合	14	13	0	0	2	-	-	一般会計
佐倉市八街市酒々井町消防組合	4,186	4,161	24	24	105	2,665	2,110	一般会計
印旛郡市広域市町村圏事務組合	318	285	32	32	-	-	-	一般会計
印旛郡市広域市町村圏事務組合(水道用水供給事業会計)	3,701	3,347	354	1,669	386	6,853	196	法適用
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	一般会計
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	一般会計
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
一部事務組合等 計								

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
佐倉国際交流基金	0	299	285	-	-	-	-	-	
佐倉緑の銀行	0	417	200	-	-	-	-	-	
印旛郡市文化財センター	15	172	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			488	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,717	3,140	423
減債基金	359	289	Δ 70
その他充当可能基金	8,763	9,412	649
充当可能基金 計	11,839	12,841	1,002

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.88	2.74	Δ 1.14	Δ 11.90	Δ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	12.81	12.65	Δ 0.16	Δ 16.90	Δ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	8.3	7.6	Δ 0.7	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	23.8	9.1	Δ 14.7	350.0					
財政力指数	1.00	1.01	0.01						
経常収支比率	96.1	93.8	Δ 2.3						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 Δ20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。